横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第3001号)

令和5年7月6日

横情審答申第3001号 令和5年7月6日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和3年1月6日旭高第1963号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者 に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写 し」」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写し」」(以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和2年11月26日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、「① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② ①で公になる事実に、非開示理由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、特定の個人を名指しし、旭区福祉保健センター高齢・障害支援 課(以下「高齢・障害支援課」という。)が特定の個人に文書を送付したことを前 提に、当該送付文書に係る起案文書一式の開示を求めるものである。そのため、本 件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは 一部開示決定を行えば当該送付文書が存在すること、すなわち高齢・障害支援課が特定の個人に文書を送付した事実を答えることになり、また不存在による非開示決定を行えば、当該送付文書が存在しないこと、すなわち高齢・障害支援課が特定の個人に文書を送付しなかったという事実を答えることになる。つまり、名指しされた特定の者に関する送付文書の有無が公になることから、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

高齢・障害支援課が特定の個人に文書を送付した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件開示請求は、条例第9条に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見 は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が「別紙のとおり」と請求文書を開示請求に係る行政文書欄に記載し行った非開示決定の処分は、審査請求人が指摘した理由の通り不当処分である。
- (2) 本件審査請求人が特定した上で請求した文書を適切に全部開示されるよう求める。
- (3) 審査請求した文書を、実施機関は「審査会への諮問等」の条例で規定されている 「横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ1か月以内に行う。」の通り諮問してい ない不作為がある。
- (4) 既に実施機関は、本件審査請求人に対し回答文書を送付し、審査請求人は受領したが文書が稚拙だったので、「実施機関が起案し文書を経伺し決裁した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」と、受領した文書に附随した文書を特定して請求している。
- (5) 実施機関は、既に本件に関する回答文書に於いて、本書非開示決定通知書の4項の非開示とする根拠規定を適用する理由は不当運用。実施機関は保存期間5年、廃棄令和7年度及び同8年度として保存中で、既に関連して一部開示されていることから、実施機関の「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により、非開示とするべき個人に関する情報を開示することになり、存否を明らかにすることができない文書であるため」と根拠規定を適用する理由は、本件には該当しない。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 行政文書の作成に係る事務について

横浜市では、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)により、 行政文書の適正な管理に努めている。同規則第6条では、事案についての最終的な 意思の決定は、行政文書によって行うものとされており、通知、照会、回答等をす るためには行政文書による決裁を要することとされている。また、横浜市行政文書 取扱規程(平成17年3月達第1号)第12条では、決裁を要する事案は起案文書を作 成しなければならないとされている。

(3) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、①「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、 分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在 を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、 分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び②「①で公になる事実に、 非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていること が必要であると解される。

このように、存否応答拒否は、開示請求に対して存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を 明らかにしないで非開示決定をしたものであるので、本件処分が存否応答拒否の 二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当

該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

ウ 存否応答拒否の要件①該当性

開示請求書の「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」」との記載からすれば、審査請求人は、請求者という特定の者を名指しして、A横浜市旭区高齢・障害支援課長(以下「A課長」という。)から請求者に送付された文書を起案し、経伺し、決裁の過程が分かる文書の写しを開示請求していると解される。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、A課長から特定個人である請求者に対して文書を送付した事実の有無が公になる。

エ 存否応答拒否の要件②該当性

次に、A課長から特定個人である請求者に対して文書を送付した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。

そして、その事実の有無は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 審査請求人の諮問に関する遅滞についての主張等について

- (ア) 審査請求人は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ、1か月以内に諮問されていない不作為があると主張する。
- (イ) 旧条例は第19条で「遅滞なく」諮問すると規定しており、平成24年3月29日

市市情第1375号市民情報室長通知では、不服申立てがあった場合、可能な限り 30日以内に諮問を行うこととしている。

本件では、令和2年11月30日付で審査請求がなされ、同年12月28日に諮問の 決裁が完了しており、年末年始の閉庁日を挟んで令和3年1月6日に諮問され ていることから、旧条例第19条の「遅滞」は生じていないと解される。

(ウ) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するも のではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして 非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井惠里可、委員 齋藤宙也

《参考》

審査会の経過

年 月 日	審査の経過
令和3年1月6日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年2月16日 (第346回第一部会) 令和3年2月18日 (第266回第三部会) 令和3年2月24日 (第393回第二部会)	・諮問の報告
令和3年3月1日	・審査請求人から意見書を受理
令和5年3月2日 (第17回第四部会)	• 審議
令和5年4月6日 (第18回第四部会)	• 審議
令和5年5月11日 (第19回第四部会)	• 審議
令和5年6月1日 (第20回第四部会)	• 審議